

判 決

主 文

被告人兩名をそれぞれ懲役 3 年に処する。

被告人兩名に対し，この裁判が確定した日から 5 年間，それぞれその刑の執行を猶予する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人兩名は，共謀の上，

第 1 平成 30 年 10 月 5 日午前 10 時 45 分頃，愛知県知立市 a 町 b 番地 c 所在のパチンコ店「A」駐車場において，B（当時 35 歳）に対し，前記 B の背後からその身体に体当たりする暴行を加えてその場に転倒させ，よって，同人に全治まで約 1 週間を要する頸椎打撲，頭部打撲等の傷害を負わせ

第 2 前記日時頃，前記場所において，同人管理の現金 3000 万円在中の手提げバッグ 1 個（時価約 1000 円相当）を窃取し

たものである。

(法令の適用)

被告人兩名につき

罰条

判示第 1 の所為 刑法 60 条，204 条

判示第 2 の所為 刑法 60 条，235 条

刑種の選択

判示第 1 及び第 2 の罪についていずれも懲役刑を選択

併合罪の加重

刑法 45 条前段，47 条本文，10 条（重い判示第 1 の罪の刑に法定の加重）

刑の執行猶予

刑法 25 条 1 項

被告人 C につき

訴訟費用の不負担

刑事訴訟法 181 条 1 項ただし書

(量刑の理由)

本件は、大型パチンコ店へ景品を納品して現金を集金する会社（以下「被害会社」という。）の従業員である被害者が1人で多額の現金を搬送しているところを狙って行われた傷害及び窃盗の事案である。被告人らは、被害会社の従業員が常に1人で現金を搬送していること等を複数回の下見で確認した上、被害者に体当たりをして同人が現金入りのバッグから手を放した隙をついてこれを持ち去るといふ本件各犯行に及んだものである。多額の現金を窃取するという一定の計画性を持って行われた粗暴な行為態様は強く非難されるべきである。本件窃盗による被害は現金3000万円と極めて高額であり、逮捕後に押収された1100万円が被害会社に還付されたことを踏まえても、結果は重大である。

被告人Cは、本件各犯行の実行行為を担当したのであり、果たした役割は大きい。被告人Dは、被害会社における現金搬送状況を把握して本件窃盗を提案し、単独でも下見を繰り返した上、本件各犯行当時も犯行現場付近において逃走用の車両を準備して待機するなどしており、不可欠な役割を果たしている。被告人らが幼い頃からの友人関係にあったこと等も考えると、被告人両名の刑責に差異はない。以上の犯情によると、被告人両名を実刑に処すことも当然考えられる。

しかしながら、傷害についての計画性は高くなく、幸いにも重い結果とはならなかった。また、被害会社が加入していた保険によるものとはいえ、全額について被害回復がされており、被告人らは、保険会社に対し合計1400万円を支払い、保険会社はその余の請求を放棄するなどの内容でそれぞれ示談を成立させている。前記還付も合わせると、窃取した現金の8割以上に相当する部分について実質的な被害回復がされたといえる。このような被害回復状況等に加え、被告人らが罪を認め、今後も被害者に対して誠実に対応していきたい旨述べると反省の態度を示していること、被告人らの更生を支援する家族がいること、被告人らに前科前歴がないこと、被告人らが懲戒解雇ないし懲戒免職されるなどの社会的な制裁を受けていることなど、被告人らのために考慮できる一般情状も考慮した結果、被告人両名にそれ

ぞれ主文の刑を科し，その責任の重さを明確にした上で，今回に限り，その刑の執行を猶予し，社会内での更生の機会を与えるのが相当であると判断した。

（検察官三浦貴大，被告人Cの国選弁護人黒瀬裕司，被告人Dの私選弁護人中村勉〔主任〕各出席）

（求刑 懲役3年6月）

令和元年9月6日

名古屋地方裁判所岡崎支部刑事部

裁判長裁判官 石 井 寛

裁判官 岩 崎 理 子

裁判官 佐々木 康 平